

事業税

本試験問題

〔第一問〕
問1

2以上の都道府県において事務所を設けて事業を行う普通法人について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。ただし、延滞金、加算金及び還付加算金に係る説明は要しない。

- (1) 期限後申告納付及び修正申告納付
- (2) 当該普通法人が更正の請求をできる場合

〔第一問〕
問2

税理士であるあなたは、鉄道事業を行っているS株式会社（以下「S社」という。）で税務申告を担当している甲氏から、第9期事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）分の事業税の申告について相談を受けた。S社の事業税額の算定に当たっての留意事項を中心に説明したいがどのように説明すべきか、次の【資料】に基づき述べなさい。

なお、課税標準及び税額は、事業部門ごとに別々に算定するものとする。

【資料】

- ・ S社は資本金の額20,000,000,000円であり、設立以来、鉄道事業を行っている法人である。
- ・ S社は令和5年4月1日から新たに電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（以下「小売電気事業」という。）を開始した。
- ・ S社は鉄道事業及び小売電気事業は基本的に区分経理しているが、一部、両事業に共通の収入及び経費がある。
- ・ S社の各事業における事務所又は事業所の所在状況は次のとおりである。
 鉄道事業：A県、B県
 小売電気事業：A県、B県、C県
- ・ 事業税の税率は、A県及びC県では地方税法に定める標準税率、B県では同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率を適用している。

〔第二問〕問1【資料】3

3 A社の令和5年9月30日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する金額）は、次のとおりである。

資本金の額	200,000,000,000円
資本準備金の額	61,000,000,000円
資本金等の額	250,000,000,000円

〔第二問〕問2

乙氏は、A県及びB県に事務所を設けて事業を行う個人である。次の【資料】に基づき、令和5年度において乙氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして算定しなさい。

なお、乙氏は事業の開始以来、所得税の青色申告書を提出することについて、所轄税務署長の承認を受けたことはない。

【資料】

1 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの乙氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。

事業内容	収入金額	必要経費
畜産業	78,381,500円	60,708,900円
不動産貸付業	20,740,800円	16,754,870円
装蹄師業	7,495,000円	1,588,010円
飲食店業	6,380,020円	6,790,740円
駐車場業	1,802,680円	308,390円
合計	114,800,000円	86,172,900円

- (注1) 畜産業は、農業に付随して行うものではない。
- (注2) 不動産貸付業に係るアパートの室数は36室である。
- (注3) 飲食店業は、令和4年6月17日に事業を廃止した。
- (注4) 駐車場業は、駐車台数9台の屋内駐車場により営んでいる。
- (注5) 必要経費には、事業専従者に係る経費は含まれていない。

TAC予想問題

●上級演習 第7回〔第一問〕

- 問1 非分割法人に対する法人税の更正、決定等に係る課税標準を基準とする所得割等の更正及び決定について説明しなさい。
- 問2 法人事業税の期限後申告納付および修正申告納付について説明しなさい。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕
(設問2)

X株式会社（以下「X社」という。）は家具販売業と家具製造業を営む法人であるが、そのX社で税務申告を担当するY氏の来訪を受け、「X社の第80期事業年度における法人事業税の申告に当たり、どのような点に留意すればよいのか。」という質問を受けた。

このような質問を受けたY税理士はどのようなことを説明すればよいか。以下の資料も参考に述べなさい。

【資料】

- ・ 第80期事業年度令和5年10月1日から令和6年3月31日
- ・ 第80期事業年度の売上高 555,555千円
 うち、家具販売業 378,165千円
 家具製造業 177,390千円
- ・ 第80期事業年度終了の日現在の資本金の額 100,000千円
- ・ 第80期事業年度終了の日現在の資本準備金の額 28,500千円
- ・ 第80期事業年度終了の日現在の資本金等の額 130,800千円
- ・ X社の事務所又は事業所の所在状況
 A県 a₁市 本社
 a₂市 店舗
 a₃市 工場
 B県 b₁市 店舗
 b₂市 工場
 (注1) A県 a₂国の店舗は令和5年10月10日に廃止されている。
 (注2) B県 b₁市の店舗は令和5年12月1日に新設されている。
- ・ X社は、上記に掲げる事業以外の事業は一切行っていない。

●上級演習 第6回〔第三問〕【資料】3

3 甲社の第35期事業年度終了の日における資本金の額及び法人税法に規定する資本金等の額は次のとおりである。

資本金の額	189,670,000千円
資本金等の額	272,560,000千円

なお、貸借対照表上の資本金の額及び資本準備金の合算額は235,660,000千円である。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕

Y氏は、A県に事務所を設けて牧場及びレストランの経営を行っているが、令和4年5月10日よりB県においてレストランの経営指導を開始した。また、Y氏は上記の事業の他、B県及びC県に事務所を設けて各種の事業を行っている。次の【資料】に基づき、令和5年度においてY氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

1 令和4年1月1日から同年12月31日までのY氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。

なお、必要経費には、白色事業専従者に対する給与の金額を含まない。

事業内容	収入金額	必要経費
牧場の経営（畜産業）	64,070,000円	41,695,000円
レストランの経営（飲食店業）	106,510,000円	82,323,000円
経営の指導（コンサルタント業）	8,915,000円	5,690,000円
駐車場の賃貸（駐車場業）	3,598,000円	1,370,000円
食料品販売店の経営（物品販売業）	589,493,000円	482,734,000円
合計	772,586,000円	613,812,000円

- (注1) 牧場の経営は農業に付随して行うものではない。
- (注2) 駐車場は駐車台数20台のいわゆる背空駐車場である。
- (注3) 食料品販売店は10月25日に事業を廃止した。

- 2 令和4年中における事務所の所在地及び各月末日の従業員数（畜産業に従事する乙氏を含む。）は次のとおりである。なお、従業員数には、乙氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

(単位：人)

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
畜産業	A県	3	3	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3
養殖師業	A県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
駐車場業	A県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
不動産賃貸業	B県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食店業	B県	4	4	4	4	4	(1)	-	-	-	-	-	-

(注) 上記の従業員数の数値は各月の末日現在における従業員数の数値である。

なお、() の数値は廃止日現在の従業員数の数値である。

- 3 乙氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。
- (1) 乙氏の妻は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間、乙氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に1,280,030円の給与の支払いを受けた。
- (2) 乙氏の祖父は、令和4年4月10日から令和4年9月1日までの間、乙氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に870,740円の給与の支払いを受けた。
- (3) 乙氏の長女は、令和4年1月1日から令和4年6月17日までの間、乙氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に1,590,190円の給与の支払いを受けた。なお、令和4年7月12日以降は、N株式会社で飲食店業にのみ従事している。
- (4) 乙氏の長男は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までの間、乙氏の行う畜産業にのみ従事し、その間に2,001,730円の給与の支払いを受けた。
- ※ 上記の乙氏と生計を一にする親族は、令和4年12月31日時点で、年齢が15歳以上である。
- 4 乙氏は、令和3年6月10日まで飲食業の用に供していた車両を令和4年6月17日に譲渡した。その譲渡により201,100円の損失額が生じた。
- 5 令和3年中の事業の所得の計算上算定された損失の額は3,720,110円であり、令和3年中の事業の所得に基づく事業税の納税額はなかった。なお、令和2年以前の事業の所得の計算上算定された損失の額ははない。
- 6 乙氏は事業の開始以来、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。
- 7 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率、B県は同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率である。
- 8 上記以外に考慮すべき項目はない。

- 2 令和4年中における事務所の所在地及び各月末日の従業員数は次のとおりである。

なお、下記表中の従業員の数には1年を通じて畜産業に従事するY氏は含まれていないが、Y氏と生計を一にする親族については含まれている。

(単位：人)

事業内容	所在地	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
畜産業	A県a市	3	2	2	4	4	5	5	5	5	4	4	3
飲食店業	A県b市	6	7	6	7	6	11	11	12	7	6	6	6
コナクリン業	B県c市				1	1	2	2	1	1	1	1	1
駐車場業	B県d市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
物品販売業	C県e市	5	5	5	5	6	8	0	10	8			

(注4) A県b市の事務所の従業員の数には、6月25日から9月20日まで勤務したアルバイト6名が含まれていない。

(注5) B県c市の事務所の従業員の数には、7月10日から9月8日まで勤務したアルバイトが1名含まれている。

(注6) C県e市の事務所の従業員の数には、6月16日から10月25日まで勤務したアルバイト3名が含まれていない。また令和4年中加療入院により欠勤していた従業員1名が各月末日の数値に含まれている。

なお、カッコ書きの数値は廃止した日における従業員数である。

- 3 Y氏と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。
- (1) Y氏の配偶者は、令和4年1月1日から同年12月31日までの間、A県a市の畜産業に従事し、その間Y氏から4,200,000円の給与の支払いを受けている。
- また、同事業に係る事業従事者の労働日数は次のとおりである。
- ① 畜産業の令和4年の延労働日数 1,620日
- ② ①のうちY氏と同居する親族の労力によってその事業を行った日数 296日
- (2) Y氏の子は、令和4年1月1日から同年12月31日までの間、A県b市の飲食店業に従事し、その間Y氏から3,600,000円の給与の支払いを受けている。
- また、同事業に係る事業従事者の労働日数は次のとおりである。
- ① 飲食店業の令和4年中の延労働日数 2,880日
- ② ①のうちY氏と同居する親族の労力によってその事業を行った日数 250日
- 4 Y氏はそれまで飲食店業の用に供していた車両を令和4年7月31日に譲渡し、それにより251,300円の損失額が生じた。
- 5 Y氏の令和3年の事業の所得の計算上算定された損失は2,698,300円（うち風水害により被害を受けた畜産業に関する被災事業用資産の損失の金額1,567,800円を含む。）であり、令和3年の事業の所得に基づく事業税の納税額はなかった。
- 6 Y氏は事業の開始以来、青色申告書を提出することにつき所轄税務署長の承認を受けていない。また事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記した所得税の確定申告書を期限内に提出している。
- 7 事業税の税率は、A県は地方税法に定める標準税率の1.05倍であり、B県は同法に定める標準税率であり、C県はいわゆる制限税率と同一の率である。
- 8 1から7までの事情以外に考慮すべき事項はない。